

死は正義ではない

欧州評議会と死刑

欧州評議会人権理事会 (Directorate General of Human Rights)

2001年10月

この小冊子は欧州評議会人権理事会と議員総会事務局の政治及び法律部によって作成された。

欧州評議会

F-67075 Strasbourg Cedex

<http://www.coe.int>

目次

序文	2
欧州評議会事務総長　ウォルター・シュウィマー	
死は正義ではない	3
欧州評議会	4
死刑廃止への動き：拘束力のある法的文書の検討	4
なぜ死刑廃止なのか？死刑に関する質問とその答え	7
はじめに	7
死刑と民主主義	7
死刑と正義	10
死刑と抑止	12
死刑と被収容者	17
死刑廃止と社会	21
国別調査	22
注釈	22
欧州評議会加盟国	22
欧州評議会加盟申請国家	31
欧州評議会オブザーバー国	32
結び	34
欧州評議会議員総会議長　ラッセル・ジョンストン卿	
付録 1	
ヨーロッパ人権条約第六議定書（訳出省略）	
付録 2	
第六議定書の批准と署名に関する図表（訳出省略）	

（※訳注　ページ番号は原文ではなく、本資料に合わせています。）

序文

2001年6月7日、ホアキン・ホセ・マルティネスはフロリダのヒルズボロー郡刑務所から自由の身となって出所した。マルティネス氏は二つの殺人罪に問われ、1997年に二つの第一級殺人罪で死刑を宣告された。彼の判決は覆され、新たな審理が求められた。マルティネス氏は再審理の後、解放された。彼に対する先の判決は偏った証言と嫉妬に基づいており、彼と犯罪をつなぐ物的な証拠は何もなかった。こうして、一人の無実の人間が、絞首台と考える最悪の誤判から救われたのである。根拠の薄弱な証拠が、無実の人間を有罪と見なすのに十分とされた。死刑の非人道性を示す別の例である。

しかしながら、前世紀に二度の世界大戦と幾度かの全体主義政権、独裁政権の残虐性を生き延びなければならなかったヨーロッパにおいてさえ、死刑廃止は簡単ではなかった。しかし、今日、欧州評議会は、43加盟国に住む8億人の人々が事実上死刑のない環境に置かれていることを誇りに思う。

今日の欧州評議会にとっては、正しい死刑の適用法というものには存在しない。それは、死刑それ自体が間違いであるからである。このブックレットの中で、私たちはその理由をできる限り説明した。欧州評議会と死刑に関するあなたのあらゆる疑問に対して答えられることを願う。このブックレットでは、なぜヨーロッパで死刑を廃止したのか（そしてなぜ全世界で廃止されるべきなのか）ということに関するQ&Aの後に、この組織の加盟国、加盟申請中の国及びオブザーバー国それぞれの詳しい調査報告を掲載してある。

このブックレットの内容がわかりやすく、かつ、あなたの役に立つことを願う。そして、本書があなたの興味をかき立てたのであれば、ぜひ欧州評議会のウェブサイト <http://www.coe.int> をご覧いただきたい。あなたは、ウェブサイトで、あらゆる評議会の活動と関心事についての最新の情報—その中には死刑廃止や組織の中核にある価値及び私がとても気にかけている関心事が含まれている—を得ることができるだろう。

欧州評議会事務総長 ウォルター・シュウイマー

死は正義ではない

2000年、ヨーロッパでは一人として死刑を宣告され執行された者はいなかった。ここでいうヨーロッパとは、欧州評議会を構成する43の国で構成されるヨーロッパのことである。それはただの一時的な異変でもなければ、正義という名の下に、特に極悪な犯罪で有罪となった者を処刑するという伝統的な国家政策の一時的な変更でもなかった。それは何年にもわたる努力の結果勝ち取った、意識的な運動の成果であった。

正義、復讐、目には目を、抑止！これらは長期間にわたって支持されてきた死刑執行を正当化し合理化する理由付けである。しかし、もし、「誤って」別の人に死刑が執行されたならば¹？法律を遵守している普通の人々の恐れを和らげるためには、不運ではあるが必要悪として、残虐な犯罪に巻き込まれた人は皆罰せられるべきであるから、国から権限を賦与された当局の誤った行為は追認されるとでも言うのだろうか？社会にとっての善が個人よりも大事であるから、たまには間違いも起こるとでも言うのだろうか？

死刑はこれまでいつも、全ての国において、人々の激情をかきたてる感情的な問題であったし、これからもそうであろう。特に陰惨な殺人やテロ攻撃などが起きた場合にはそうである。

その瞬間の感情と衝撃から一歩外に出てみよう。そうすれば、死刑を廃止する理由が、ヨーロッパの国々及びヨーロッパ以外の国で同じ考えを共有する国々が共に創造し維持しようと考えている社会の型を反映していることが理解されるだろう。

日常的に、このような価値を推進するために活動していることを考えれば、欧州評議会が、過去25年間、ヨーロッパの死刑廃止運動の中心となってきたことは何ら驚くことではない。

1 ロシア連邦では、アレクサンダー・クラフチェンコが連続殺人の罪で国家によって処刑され、1994年に真犯人であったアンドレイ・チカティロが自供し有罪となり、疑いが晴らされた。イギリスでは、ギルフォード・フォーとバーミンガム・シックスの事件が思い浮かぶ。これらの事件では、全員が死の結果をもたらした爆弾を設置したとの申立にかかる嫌疑で15年以上も刑務所で過ごした後に、最終的に無実が証明された。当時、もし死刑が存在したならば、彼らは多分、今生きてはいないだろう。似たような例は他の多くの国でも見られる。

欧州評議会

第二次世界大戦による破壊の余波が残る中、法の支配、人権の尊重及び多元的な民主主義といった共通の諸原則の下にヨーロッパを統合させるために、欧州評議会は創られた。この政治的プロジェクトの目的は、加盟国が創造し、強化し、守りたいと願う社会形態に関する各国共通の思想を確立することであった。1949年以降、創設当初の10か国から現在の43か国に加盟国は増えた¹。現在もなお多くの国が評議会の諸原則と価値を受け入れ、さらに、これらの理想を各国の社会に根付かせることに努めている。

欧州評議会の機構全体の中心には、ヨーロッパという地域に居住するすべての人の人権を保護することを目的とするヨーロッパ人権条約がある。同条約は1950年に採択された。生命権が一番重要な条項であり、そこには個人の生命は法律で守られなければならないこと、何人も、死刑の執行を定めた犯罪で有罪とされ裁判所の判決によるのでない限り生命を奪われないことが規定されている。ナチスドイツの恐怖の後、ヨーロッパは未だ死刑を廃止する段階には到達していなかったのであり、ニュルンベルグ裁判がその例である。それゆえ、当時のヨーロッパのほとんどの国では、法令集の中に、死刑は残っていたのである。

死刑廃止への動き：拘束力のある法的文書の検討

しかしながら、多数の西ヨーロッパの国々が制裁としての死刑をなくしていくにつれて、1960年代後半までに、死刑は単に政府の手による別の形態の殺人に過ぎないという共通認識が形成されてきた。最も血なまぐさい世紀の間に価値を失っていた生命の絶対的な神聖さが、見直されなければならなかった。

法の支配と人権の尊重の理念によって統治される文明社会において、死刑は何の目的にも奉仕していないように思われる。むしろ、死刑は両方の理念に反する。この死刑に対する姿勢における大きなうねりの変化を受けて、様々な加盟国からの議会メンバー及び各国のあらゆる政党の代表者によって構成される欧州評議会議員総会²は、ヨーロッパで死刑を法的に廃止する提案を発議した。その結果が、平和時における死刑を無条件で廃止するというヨーロッパ人権条約第六議定書草案であった。同議定書は1983年に署名のために公開された。

第六議定書の採択を実現したのち、議員総会はこの議定書が全てのヨーロッパの国において実施されるのを検証することに関心を移した。1994年以降、新しい国が評議会に加

1 アルメニアとアゼルバイジャンは2001年1月25日に加盟した。

2 報告書及びより詳しい情報を入手するには <http://stars.coe.int/> を参照。

盟するための条件の一つとして、当該申請国は、死刑執行を一時停止する措置を即座に講じ、1年から3年以内に第六議定書に署名し批准することが求められている。後述の国別調査では、評議会加盟国それぞれが歩んだ死刑廃止に向けた道のりが簡単に示されている。

確かに、世論が障害となっているとして死刑廃止に対して積極的とはいえない政府もあった。大変興味深いことに、しばしば、こういった国では廃止の理論的根拠がほとんど説明されていなかった。議員総会は再び報告書や勧告書を通して、また、死刑廃止の議論を公にする会議を主催しそれに参加することにより、加盟国に対し、評議会に加盟した際自主的に受け入れた義務の履行を果たすように圧力をかけた。こうした注目度の高い活動と平行して、欧州評議会は死刑廃止に関する一般市民の意識を啓蒙するため、当該国の当局やNGOに資金を提供すると同時に協働して、死刑廃止のキャンペーンを繰り広げた。

こうした市民啓蒙運動は、それ自体が目的である死刑廃止を説くにとどまらず、それを超えて、教育的な側面に焦点をあてている。私たちは、私たち自身、子どもたち、孫たちがどのようなタイプの社会に住みたいと思うのかを考えなければならない。暴力が暴力を生む社会が論外であることに議論の余地はない。死刑は冷血な殺人を正義として合法化することにより、社会をより野蛮にするだけである。死刑が暴力的な犯罪を防ぐとか正義の裁きとしてみなされるなどというのは誤った考えである。アメリカ合衆国で何が起きているか見てほしい。報告書を見ると、「死刑囚監房」の非人道的な状況について言うまでもなく、いかに死刑が不公平で見境なく、恣意的であるかが分かる。¹

政治家にとって死刑廃止は政治的に勇気を要する措置であるが、この問題は同時に、政治的指導者が最新の世論調査に左右されることなく導いていかななければならない、根本的な社会的価値の一つでもある。これは人々の真の関心事を無視するという意味ではなく、勇気を持って、死刑が犯罪を減らす万能薬でもなければ国民の風紀を改善するものでも正義をもたらすものでもないことを認めることを意味する。死刑は、拷問と同じように、単純に誤りなのである。

それゆえ、欧州評議会は死刑廃止の議論を広めるために、ヨーロッパの国々を政治的のみならず専門的な知識を提供することによって励まし、支援してきた。アルバニア・ロシア連邦・ウクライナでの死刑廃止は国民的非難を招くには至らず、逆に、当該政府はより広範な刑事政策の手法に目を向けざるを得なくなった。その中には、法執行官や裁判官等

¹ 1989年7月7日に欧州人権裁判所が言い渡したソーリング対イギリスの判決は、アメリカの死刑囚監房の状況は欧州人権条約の第3条が規定する虐待の域を超えているとし、アメリカの検察官から彼が死刑判決を受けることはないという保証を受けるまでソーリングをアメリカに引き渡さないようイギリスに要求した。欧州人権条約第六議定書の締約国であるヨーロッパの国々は、死刑を執行されたり「死刑囚監房現象」(death row phenomenon)にさらされたりする危険のある国には個人を引き渡すことはない。

の専門職訓練の改善，犯罪防止に重点を置いた地域と警察のより良い関係を作ることなどが含まれている。

ヨーロッパにおける死刑廃止の歴史は，ヨーロッパの人々を共通の社会的価値の下に統合する過程でもある。これらの価値はヨーロッパ人権条約に書かれており，欧州評議会が作成したその他の法的条約の中に具体化されている。こうした法的文書によって基本的な枠組みが形成されているが，その精神を日常生活に浸透させるのは，全ての国の個々人なのである。

なぜ死刑廃止なのか？

死刑に関する質問とその答え

はじめに

死刑というものは私たちの最も奥深い本能に触れるものである。恐怖、痛み、憎悪、恨み、不安、名誉、憤慨、憎しみ、その他多くの感情が私たちの意見を左右する。私たちは特に邪悪な犯罪について聞いたり、日々危険が増すかのように思える不安な中で生活を送っていたり、残忍な犯罪行為の被害者のそばに住んでいたりすると、激しい反感に打ち負かされて、犯人は殺されるべきだと思うかもしれない。

しかし、そうであるからこそ、この問題について理性的に考える時間をとること—私たちが実現したいと望む目的や価値と一致した、十分な情報に基づく熟慮により判断すること—がとても重要なのである。以下に挙げられた質問はいろいろな国のあらゆる人々から欧州評議会に投げかけられたものである。答えは網羅的であるよりも、この複雑な社会的な問題をめぐる最も適切な論点に対応するように心がけている。

死刑と民主主義

死刑の強固な信奉者でありながら、民主主義を信じることはできないのではないか？

死刑はしばしば他の社会問題や社会的背景から切り離された別の問題として議論され、独立して評価される。これは誤解を招くものだ。死刑を廃止するか維持するかの選択は、私たちが住みたいと願う社会の種類とその社会を支えている価値の選択でもある。死刑の廃止は人権・民主主義・法の支配の理念によって特徴づけられる一まとまりの価値の一部である。

死刑の波及効果はある特定の犯罪者を殺すという事実以上にはるかに広く及ぶ。国家は個人の生命を奪うとき、殺人が法的制裁として認められ、容認される状況があるというシグナルを送っている。そのような状況とは何であるかを言うのは誰なのだろう？もし暴力的な犯罪者を殺すのが許されるのであれば、恐らく政治的対立者や少数者、貧しい人やその他そういった扱いを受けるに値すると思われる人々を殺すのも許されることになるだろう。このような論理は民主主義社会では受け入れられない。なぜなら、権力の恣意的運用が民主主義と法の支配に取って代わることに道を開くことになるからである。

死刑を支持する国は、殺人や他の残忍な方法が社会の諸問題を解決するために容認される手段であるというメッセージを送っている。そうした国は、冷血で計画的な殺人を正義として正当化する。そうすることによって、社会における人間のかつ市民的な関係と、そこに住む全ての人々の尊厳を傷つけているのである。明らかに、暴力は暴力を生むのである。

もし国民の大多数が死刑を支持しているならば、死刑を廃止することは民主主義に反するのではないか？

「民主主義」の最も狭い定義は「成人一人につき一投票」である。しかし、民主主義は多数決原理のみに基づいているのではない。民主主義というのはいろいろな信念が一体となったシステムであって、必ずしもすべての信念が平等に世論に好意的に受け入れられるわけではない。死刑廃止は確かに国民から最も支持されていない信念の一つに違いない。これは、政治指導者が「過半数の世論」を利用して、死刑制度と向き合うことを避けるのには好都合である。

政治の分野におけるギャロップ世論調査の手法は、民主主義の鍵となる要素である人権にとって、悲惨な結果をもたらすかもしれない。ある国では少数者・女性・精神に障がいを持つ人・貧しい人たちやその他の集団に属する人々の権利の侵害を意味するかもしれない。また、ある国では、人権や法の支配の理念と対立する処罰を意味するかもしれない。人権の尊重は、決して世論の気まぐれで左右されてはならないのである。例えば、拷問は、もし仮に世間がある特定の事件においてその使用を支持したとしても、絶対に許されてはならない。民主主義社会における政治家と公的人物の任務は、世論に従ったり世論の陰に隠れたりすることではなく、基本的人権が侵害される恐れがある場合には世論を導き、そして、政策決定をすることである。

とにかく、世論という言葉はしばしば誤解を招く。死刑に関する国民の意見が関連事実の不十分な理解に基づいていることはままた見られるし、単純化され歪曲された情報に操られていることもしばしばである。世論を測るはずの調査の結果は、質問の仕方によって変化する。この分野の政策決定に携わる公務員は、国民の声に耳を傾けるだけでなく、国民に十分な情報を提供し情報が確実に行き渡るようにする義務がある。これまでの例では、人々が死刑の適用を取り巻く事実や廃止の理由、死刑に代わる刑罰などについて知れば知るほど、廃止に対して抵抗がなくなるという結果が得られている。

多くの国で世論の反対にもかかわらず死刑を廃止したが、犯罪率にも、廃止の決定を下した人々に対しても、明白な悪影響は生じていない。

アメリカ合衆国についてはどうなのか？民主主義国家なのに未だに死刑を維持しているではないか？

アメリカ合衆国は民主主義国家かもしれないが、他の多くの民主主義国家がそうであるように、完全な民主主義ではない。アメリカには強さと弱さがあり、多少なりとも「民主的」な側面もある。この野蛮で時代錯誤な形の刑罰を一未成年や精神障がい者や知的障がい者に対しても一適用していることで、アメリカは他の民主主義国家及び国際的な人権基準から逸脱している。この点において、アメリカは「非民主的」である。欧州評議会と欧州連合（European Union）は、死刑の執行を続けていることについてアメリカを強く批判している。また、批判はアメリカ国内からも聞かれる。政治指導者と並んで多くの市民社会の代表者が、死刑の非民主的性格を批判し、現代の民主主義にふさわしくないと訴えて、死刑反対の運動を続けている。

また、アメリカの死刑執行に至る実施手順も、世界中及びアメリカ国内の関心事であり、報道によれば、特にその人種主義的かつ差別的な性格が問題とされている。例えば、アメリカの死刑囚の過半数は有色人種である。死刑の量刑に関する実際のデータを含む 28 の総合的な研究を検討した 1990 年のアメリカ合衆国会計検査院の分析は、「告発、量刑手続、死刑の科刑において人種的格差を示す証拠のパターン」があることを明らかにした¹。また、十分な弁護を得る資力のない貧しい人々に対する差別も立証された²。これらは、アメリカにおける死刑執行が不公平であり、恣意的であることを示すほんのいくつかの例にすぎない。このようなアメリカ社会の側面は、民主主義を強化しようと日々努めている他の国々にとって適切なモデルといえるだろうか？

20 年前、もう一つの民主主義国家フランスは、隣接するヨーロッパ諸国から遅れていることに気が付いた。フランスの死刑廃止の功労者ロベール・バダンテールは、1970 年代、フランスが非人道的で残虐な刑罰を廃止するようヨーロッパの同盟国から常に圧力をかけられていたことを思い起こしている。当時のフランスの状況が今日のアメリカの状況なのであるから、他の民主主義国家も死刑を廃止する道徳的な義務を思い起こすべきである。特に、その国が世界中の人権を守る闘いにおいて顕著な役割を果たす場合はなおさらである。

1 アメリカ合衆国会計検査院「死刑の量刑：調査は人種による相違のパターンを示す」上院及び議会司法委員会への報告書（1990年2月）5頁

2 ヒューゴ・アダム・ベドー著「死刑に対する訴訟事件」アメリカ自由人権協会のウェブサイト（1997年）

死刑と正義

死刑を科される者は残虐な犯罪行為をしている。死刑は自業自得ではないのか？

人権は、極悪な罪を犯した人々を含めてすべての個人に適用される。人権の基礎にある本質的な原理は、人権を奪うことはできないということである。人権は善行に対して与えられるわけではなく、たとえ個人が極悪非道な残忍な行為を犯したとしても剥奪することは許されない。人権を信じる社会のメッセージは、これらの権利は決して侵害されるべきではないということである。人権は、私たちの中の最も善なる人にも、最も悪なる人にも適用されるのであり、これが、人権は私たち全員を守るということの理由である。

死刑は基本的人権を侵害する。ヨーロッパ人権条約も国際的な人権諸条約も、平和時のみならず戦争時でさえも死刑を廃止することを規定している。人権と基本的自由の保障に関する条約（ヨーロッパ人権条約）の第六議定書は平和時の死刑の廃止を規定し、ヨーロッパの基準を明確に体现している。国際的なレベルでは、市民的及び政治的権利に関する国際規約の第二選択議定書が死刑の全面廃止を規定しているが、締約国が議定書を加入あるいは批准する際に、戦時下における死刑の存置につき留保するならば、戦争時に限り死刑の執行が認められる。現在、欧州評議会は戦争時も死刑を廃止するという内容のヨーロッパ人権条約の新しい議定書の作成を始めている。死刑は、国際的に認められた生命権と、残虐・非人道的・品位を傷つける取扱いを受けない権利に対する明らかな侵害である¹。ヨーロッパ人権裁判所の判例（特に、画期的なソーリング事件判決）は、アメリカの「死刑囚監房現象」がヨーロッパ人権条約第 3 条に違反しており、非人道的で品位を傷つける取扱いにあたることを示している。この刑罰の残虐性は殺すことそれ自体に限られず、執行を待つ間の精神的・肉体的な苛烈さをも含んでいる。加えて、死刑の適用にはしばしば不公平で恣意的で差別的な方法が用いられる。貧しい人々や少数者、そして人種的・民族的・宗教的共同体の人々に対して、死刑はより高い比率で適用されている。

死刑を科される犯罪者は被害者の人権を侵害することにためらいを感じなかったし、しばしば恐ろしい野蛮な方法で侵害している。亡くなった被害者はもはや彼らの権利を主張することはできない。国家が犯人を厳しく処罰すること

1 これらの権利はとりわけ世界人権宣言で保障されている。第 3 条は「すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。」、第 5 条は「何人も、拷問または残虐で、非人道的な若しくは屈辱的な取扱い若しくは刑罰を受けることはない」と規定する。ヨーロッパ人権条約第 3 条もまた「何人も、拷問または残虐で非人道的な品位を傷つける取扱いを受けることはない」ことを保障している。

でその被害者の権利を守っているのは、正しく、公正で、正義に適っていることではないのか？

国家が冷血な殺人を犯すならば、もはや被害者の権利を守ることにはならない。もう一つの犯罪によって過去の過ちを正すことはできないし、被害者が経験した痛みや苦悩を癒すこともできない。国家は亡くなった被害者を生き返らせることもできない。法律に基づいた社会では、いかなる刑法典も、強姦した者には強姦をもって報い、拷問した者には拷問をもって報いるべきであるなどということは要求しない。そして、そうすることが拷問や強姦の最初の被害者の権利を守ることにならないのは明らかである。更なる過ちを犯すことは、単に更なる被害者と苦痛を生み出し、暴力と残虐の循環を拡大するだけであり、いかなる権利も回復しない。そしてまた、社会にも計り知れない損害を与えるのである。

実際、犯罪者を処刑することは被害者に対して無礼なことである。被害者の名においてそのような行為を行うことは、被害者の尊厳と遺徳に対する侮辱である。そして、被害者の家族の多くが、死刑は被害者とその価値に対する侮辱だと信じ、それゆえに、死刑の使用を非難している。

犯人を処罰することは正しいことであり、公正で正義に適うが、この場合の刑罰は社会と被害者にふさわしい方法で執行されなければならない。加えて、被害者とその家族・友人が、社会から疎外されることなく敬意を払われ、国家によって適切な援助を受けられることが重要である。

恐ろしい犯罪を行った者は確かに死に値するのではないか？死刑は、罪のない被害者への卑劣な犯罪行為に対する、完全に正義に適った復讐の慎重な形ではないのか？

死刑を廃止することは、犯罪に対して甘いことを意味しない。罪のない被害者を襲う者は確かに厳しく罰せられるべきであり、彼らの行為が許されないということを学ばなければならない。しかし、「復讐」は犯罪に対してふさわしい反応といえるだろうか？そして国家—対立する利益集団や政治的な流れに引っ張られている—は、「復讐者」としてふさわしいであろうか？ある者は生きるに値し、ある者は悪行のゆえに生命を奪われて然るべきであるなどと、誰が判断できるのだろうか？

人道的で道徳的な刑事政策は犯罪と犯罪者を区別する。そして、これが人権を尊重する民主主義社会にふさわしい唯一の政策である。

すべての刑事司法制度は、差別や恣意性や人為的な間違いの影響から自由ではありえない。いかなる制度においても、誰が生きるべきで誰が死ぬべきかを、公平に、一貫して、全く誤りなく決めることなどできないのである。便宜や裁量的判断、支配的な世論などは、最初の捜査から最終的な温情措置に至るまで、訴訟手続のあらゆる段階に影響を及ぼしうる。これは、最終的に処刑された者が実際には最悪の犯罪者ではなく、自らを弁護できない者、差別に苦しんできた者、より厳格な検察官や裁判官にたまたまあたった者、あるいは無実の者ですらあったかもしれないということの意味する。経験が示すところによれば、こうした事態は死刑が適用されるいつでも、どこでも起こっているのである。

もしあなたの姉妹が強姦されて殺されたらどう思うか？犯人を死刑にしてもらいたいと思わないか？

誰でも、姉妹や友人や家族が暴力犯罪の犠牲になれば、憤慨・怒り・衝撃・絶望・苦痛・嫌悪、そして犯人への報復と処罰の願望などを含む広範な強い感情を抱く。これらは人間の自然の反応にすぎない。誰もが、できるだけ早くこの犯人が逮捕され、厳しく処罰されることを願うだろう。それには、効果的な法の執行と裁判制度が必要である。犯罪が効果的かつ徹底的に捜査され、容疑者が速やかに、かつ、公正に審理され、罪を犯した者が処罰される制度がそれである。確実に本当の犯人が捕らえられ、処罰される—真犯人は自由の身とされているのに無実の人が捕らえられ、罰せられるのではなく—十分な制度が不可欠である。死刑は本当の犯罪者が捕まえられることを保証しない。しばしば見られることであるが、死刑は、非常に劇的な反応をもたらすので、刑事司法制度の非効率を隠す結果につながるのである。

犯人を殺すことはこのひどい状況に対する野蛮で時代錯誤な対応であり、法の支配によって導かれている文明社会にふさわしい対応ではない。法の支配を確立するために費やした努力の歴史は、公共政策と法典において、少しずつ私的な復讐を制限してきた歴史である。それは、人道的な社会にふさわしい、効率的かつ公正な手続、すなわち、犯罪者を処罰する一方で基本的人権を尊重するという手続を確立する歴史にほかならない。

死刑と抑止

しかし、死刑は犯罪を抑止するのではないか？もし廃止すれば犯罪はもっと増えるのではないか？

- 死刑廃止国の統計とデータは、死刑と犯罪率との間に何の関係もないことを継続的に証明している。この中には民主主義へ移行しつつある国も含まれる。

私たちはみな、死刑は犯罪を抑止するという主張を知っているが、その主張にもかかわらず、それを支持する統計的な証拠が何もないという事実もよく知られている。一般に抱かれているこの見解は、一種の神話である。今までに、いろいろな国で数多くの研究がなされたが、いずれも、死刑の存置または廃止と暴力犯罪の発生率ないし発生件数との間に因果関係を見いだすことができなかつた。1988年に国連犯罪防止会議のために実施され1996年に更新された、死刑の適用状況の変化と犯罪率の関係についての広範な研究を見直す大規模な調査は、次のように結論づけている。「本調査では、死刑が無期刑に比べてより大きい抑止効果を有するというを科学的に証明することはできなかつた。そのような証明が将来可能になるとは思われぬ。全体としての証拠は、依然として、死刑の犯罪抑止仮説を積極的に支持しているとは言えない。」¹

死刑を廃止した国々の犯罪に関する数値は、死刑廃止が犯罪の増加にはつながらぬことを繰り返し確認している。例えば、カナダでは、人口10万人当たりの殺人発生率は、殺人に対する死刑を廃止する前の1975年にピークであった3.09から1980年には2.41に下がり、それ以降ずっと下がり続けている。廃止から23年後の1999年には、殺人発生率は10万人当たり1.76となり、1975年の数値と比較すると44.7%の減少であった。同国の殺人の総認知件数は1999年には3年連続で減少した²。

民主主義への移行途上にある国も例外ではない。リトアニアでは1996年から犯罪者は一人も死刑を執行されていない上、殺人の件数も着実に減少している³。グルジアでは1997年11月に死刑が廃止され、それ以来、故意犯としての殺人の件数は著しく減少している⁴。

死刑の使用が各州によって異なるアメリカでの調査結果は、一国の枠内において、死刑が犯罪防止と無関係であることを示している。「死刑を規定した法を持つ州が、死刑を規定した法を持たぬ州と比較して、犯罪率ないし殺人発生率が低いということはない。そ

1 レナーテ・ヴォルヴェント著「欧州評議会議員総会の努力」死刑；ヨーロッパにおける廃止より 欧州評議会出版局（1999年5月）58頁

2 ロジャー・フッド著「死刑；世界の展望」オックスフォード、クラレンドン出版 改訂版（2000年）187頁

3 アレクサンドラス・ドブリニナ博士著「死刑廃止に関するリトアニアの経験」国際会議「アルバニアにおける死刑廃止」の議事録より アルバニア議会、欧州評議会、欧州委員会の共同主催にかゝる国際会議（2000年3月31日から4月1日までティラナにおいて開催）

4 エリク・スヴァニツェ氏著「死刑廃止に関するグルジアの経験」 前同

して、死刑を廃止した州や再制定した州で、犯罪率や殺人発生率に有意の変化が見られるわけでもない。」¹

- *死刑が科される犯罪は、通常、その行為によって被害者や犯罪者自身がその後どうなるか理性的に考慮されない状態で遂行される。*

死刑が犯罪を抑止するという主張は、殺人やその他の死刑該当犯罪を遂行する者が、あらかじめ理性的に自らの行為の損得を、自分が殺される可能性があることをも含めて計算することを前提にしている。この前提は、犯人像と死刑該当犯罪が遂行される状況についての完全に間違っただけの描写に依拠している。ほとんどの死刑相当犯罪は、かっとなった瞬間や大きな感情的ストレスのある時、薬物やアルコールの影響下にある時—つまり、論理的な思考や理性的な計算のできない時に犯されるのである。これらの犯罪は極度の不安定状態や精神的に不完全な状態に陥った者によって犯されることもある。これらのいかなる状況においても、犯罪者は、彼らが捕まった時に直面するであろう刑罰などは計算していないのである。

- *計算された方法で犯罪を計画する者は、刑罰の苛酷さによって犯罪を思いとどまるのではなく、捕まって有罪とされる確実性によって犯罪を思いとどまる。*

犯罪を計画する時に、犯人は、刑罰の苛酷さよりも、むしろ捜査や逮捕、有罪判決から逃れることに注意を集中するのが通常である。最も苛酷な刑罰による威嚇でさえも、捜査の手と逮捕を免れられると考えている者の犯罪を抑止することはできない。犯罪抑止の鍵は、より厳しい刑罰ではなく、犯罪を行った者が必ず発見され、逮捕され、有罪の判決を受けることの確実性を高めることにある。これは、犯罪防止を目的とする活動は、法執行機関の効率性の改善に焦点をあてるべきであることを意味する。犯罪が迅速かつ専門的に捜査され、犯人が裁判にかけられるという一般国民の信頼こそが、犯罪抑止の根本である。これは、地域と法執行機関の信頼関係を築き上げ、司法制度に対する信頼を発展させることを意味する。「法的正当性」が感じられる環境、すなわち、誰もが平和的で秩序立った社会の一員であると感じられる環境を発展させることが、犯罪の防止と犯罪の発見に貢献するのである。

- *死刑はテロや組織的犯罪対策には必要ではない。*

死刑の存在によってテロ行為や組織的犯罪が減っているという証拠はない。実際、政治犯罪やテロ対策の責任者たちは、死刑は逆効果となりうることを繰り返し指摘している—

1 アメリカ自由人権協会「要点説明書；死刑」第14号（1999年春）ピーター・ホジキンソン著「死刑を超えて；犠牲者のニーズの尊重と死刑に代わる効果的な刑の創設」 アルバニアでの死刑廃止より 前同

死刑が殉教者を生み、それがテロ組織を再びテロ行為へと駆り立てる機会となるのである。また、人身売買や薬物の不正取引に関わっているグループに対する死刑の脅威は、問題の核心とは無関係であることも証明されている。

死刑が存在する国々では、一般的に言って、このグループの犯罪者が死刑囚監房に入れられることはない。例えば、ロシア大統領恩赦委員会議長のアナトリー・プリスタフキンの説明によると、死刑が停止された1996年8月以前にロシアの死刑囚監房には何百という囚人がいたが、マフィアの一員、薬物不法取引者、雇われ殺人者やテロリストなどの恩赦申請が委員会にかかったことは一度もなかったという。その代わりに「国家によって死刑を執行される囚人は、社会の最下層の防御の手段を持たない層に属する人々で、ウォッカで酔っ払っては野蛮な状態に陥った人々である。酔ったときに、彼らは、日常的なありふれた罪を犯すのが通常である。」と彼は言っている。

国際的組織犯罪の対策にあたって、死刑は克服できない障害となっている。というのも、死刑廃止国は、死刑となる可能性がある国には容疑者を引き渡さないからである。例えば、1999年にある容疑者がウクライナの法執行機関から逃げた際、ハンガリー当局はこの理由で容疑者の引き渡しを拒んだ¹。2001年2月の画期的な事件では、カナダの最高裁判所が、アメリカの検察官から当該被疑者が死刑判決を受けることはないという事前の保証を得ない限り、殺人容疑で指名手配されていた二人の男性をアメリカに引き渡すことはできないとして、引渡しを拒んだ。

- 特定の囚人に犯罪を繰り返させないために、その囚人を死刑にする必要はない。

死んだ人間が、死後、いかなる犯罪も行い得ないことは明らかである。しかし、犯罪行為の防止に向けたアプローチとしては、これは過酷な全体主義的方法であって文明社会にはふさわしくない。多くの死刑廃止国の経験は、死刑執行という方法に訴えなくても、一般国民から危険な犯罪者を安全に隔離しておくことができることを示している。死刑を執行される犯罪者は全犯罪者のほんのわずかの割合でしかなく、死刑となった者が犯罪を繰り返す可能性が他の犯罪者より高いと考える理由はないのである。死刑執行は本質的に、犯罪者が仮定的な将来の犯罪—犯罪者の圧倒的多数はいずれにしても犯罪を繰り返しはしなかったであろうが—を遂行するのを防ぐために、その者の生命を奪うことを内包している。

死刑は社会復帰と人権尊重の理念を完全に否定する。犯罪者を社会から抹殺されるべき好ましくない構成要素とみなすのは全体主義的である。犯罪者は人類以外の別の生き物なのではなく、社会が生み出した人間なのである。よく見られることであるが、犯罪は、大

¹ 1999年、ウクライナではすでに死刑停止が取り入れられていたが、死刑はまだ法令集には定められていた。

きなストレスを抱えた異常な状況下でなされた、犯人の人生の中の数分間の例外であったり、何年にもわたる虐待や残忍行為に耐えられなくなった結果であったりするのである。

- 死刑に反対する人々は、DNA 検査のような手続でも解消しきれない無実の人を殺す危険があることを常に問題にしている。

間違っ​​て無実の人を処刑する危険は現実のものである。一般に考えられている以上に、間違いはずっと頻繁に起こる。そして、一旦、生命が奪われてしまったら、取り戻すことは不可能である。アメリカ合衆国では最高裁判所が死刑を復活させた 1976 年以來、87 人以上が無実と分かり死刑囚監房から解放された¹。同時期に 650 人以上に死刑が執行されている。このことは、7 人が死刑を執行されるごとに 8 人目の—完全に無実の—人が死刑囚監房で過ごしたことを意味する。また、1900 年代初頭以來、無実の人が誤って死刑を執行された例が文書上 23 件判明しているが²、一旦処刑された後に無実を証明することは困難であるため、この数はおそらく実際の数より少ないであろう。

相当な手続的保障をそなえたアメリカでの実情がこのようなものだとしたら、最近になって、真に独立した公平な法制度を作り始めた国においてその危険がどれほど大きいかは推して知るべし、である。資力のない被告人に対する法的援助の質が貧弱である上、給料の遅配、劣悪な労働環境、事件数の増加といった要因によって司法が腐敗している国々では、この危険はさらに増大する。

間違いを避けることは不可能である。いかに司法制度に手続的保障が組み込まれ、科学や技術が進歩したとしても、この制度を運営するのは常に人間であり、そして人間は間違いを犯す。DNA の証拠でさえ、証拠が捏造される可能性や、DNA の証拠はどの犯罪現場でも入手可能というわけではないことをさておいても、それを収集し解読する人間に対する信頼に依存しているのである。

加えて、無実の人が故意に処刑されることもある。死刑は、ナイジェリアのケン・サラウェワや中国の法輪功の例にみるように、政治対立者や国家が好ましくないと思なす人々を黙らせる周知の方法である。そういった犠牲者たちは、不公正な裁判の後に死刑を宣告

1 多くの事件では、冤罪の判明は誤判防止システムをそなえた司法制度のお蔭ではなく、その外側で働く活動家の運動の結果である。例えば、ノースウェスタン大学ジャーナリズム課程の学生による誤判の研究が、イリノイ州知事の 2000 年 1 月の死刑停止措置を導いた。

2 ヒューゴ・アダム・ベドー、マイケル・L・ラドレット著「死刑を科される可能性のあった事件における誤判」スタンフォード・ロー・レビュー 40 巻 21 号 179 頁 (1987 年)

されるのが通常である。このように、権力者が濫用するのによってつけの道具となるということが、死刑のもつ変えることのできない性質なのである¹。

死刑と被収容者

人々は、刑務所の劣悪な状況よりも死を選ぶのではないか？

ある場所において受刑者が刑務所に収容されるよりも死を選ぶということは、刑務所の状態それ自体の野蛮さと残虐性を示している。人権条約は、そのような非人道的な状況をなくすよう要求している。国際人権規約とヨーロッパ人権条約はともに「何人も拷問または残虐で非人道的な品位を傷つける取扱い若しくは刑罰を受けることはない」ことを明白にしている²。国際的な基準に達しない刑務所の状態は是正されるべきであり、死刑を適用する口実にはなりえない。

受刑者を過剰収容の不潔な状況に置き、ごくたまにシャワーを浴びる時以外は小さな居室から出さない、何年間も訪問者を許さない、身体的・精神的虐待を受けるがままに放置するというような運用は、許されない。受刑者もまた、ヨーロッパ人権条約第8条が定める私的生活及び家族生活を尊重する権利の恩恵を受けるべきである。これには、家族の訪問を受ける権利や通信を尊重する権利などが含まれる。この権利は長期間の刑務所収容を宣告された受刑者にとって特に重要である。なぜなら、社会復帰に不可欠な人間関係を維持する通常の方法を奪われているからである。

人道的な司法制度において、無期刑のような長期の自由刑は、犯罪の重大さだけでなく、時間の経過とともに変わりうる社会への危険性も考慮した上で科されるべきである。これは、若い時に犯した犯罪によって無期刑を宣告された受刑者にとって、とりわけ重要である。彼らが年を経るにつれ人格や態度に変化が現れ成長することも考慮に入れる必要があるからである。

人道的な刑事政策の基礎には、犯罪者はそれぞれに異なっていること、及び、犯罪者も社会の切り離せない構成要素であるという認識がある。犯罪の裏側にある犯罪者の個人的事情や、犯罪の行われた状況に目を向けることは不可欠である。刑罰制度は処罰することだけを目的とするべきではなく、更生した彼らが社会に復帰し、再び社会の一員となり、社会に積極的に貢献できるようにすることも目的とすべきである。このアプローチは

1 アムネスティ・インターナショナル著「死刑：質問と答え」アムネスティ・インターナショナルのウェブサイト（2000年4月）

2 ヨーロッパ人権条約第3条

「犯罪に甘い」姿勢を採ることではない。それどころか、この考えは犯罪をより広範な社会的視野に位置づけるものであり、その結果、社会全体の発展と犯罪率自体にも積極的な影響を及ぼすことができるのである。

この分野での活動を強化するため、欧州評議会はヨーロッパ拷問防止委員会という専門機関を1989年に設立した。その任務は、人々が自由を奪われている場所であればどこにでも行き、彼らが確実に人道的な状態に置かれるようにすることである。その目的は、被収容者を拷問や虐待から守るために各国の当局者と密接に連携すること、刑務所の状況を改善すること、及び、受刑者が社会復帰するための準備をする刑務所制度を発展させることである。現在までに、同委員会は40か国にわたって110回以上の視察を行っている¹。

もし無期刑の囚人を収容するに足る十分な刑務所がない場合、どのようにして死刑を廃止するのか？

国家が死刑の停止措置を講じて多数の死刑宣告を減刑する必要がある場合、国家は同様の困難な立場に立たされる。国家はこれら全ての受刑者に対し何をなすべきかに不案内である。その結果、受刑者のニーズに対応して設計された備えが何もないまま、無期刑受刑者が滞留していく結果となってしまうのである。この事態は現実の政治的かつ実際的な問題を引き起こす。死刑を廃止する国家は全てこうした一時的な問題に直面しなければならず、その結果、現在ではこの分野におけるかなりの専門技術が存在する。

また、通常、死刑囚の数は全刑務所人口に比べると非常に少ない。比較的大きな死刑囚監房を持っていたロシア連邦でさえも、ロシアの刑務所と拘置所の被収容者が百万人以上いたのに対し、死刑囚は600人強であった。

この問題の解決策は、このような受刑者を収容する別の刑務所を作ろうと、拙速な建設計画を採用することではない。無期刑の受刑者は、他の受刑者たちと共に安全かつ処遇上有益に収容することができる。イギリスでは、1965年に事実上死刑を廃止してから、無期刑受刑者の管理の分野においての専門技術を発展させている。イギリスの刑務所職員の間では、無期刑に服している受刑者は一般に対し、精神を安定させる方向で好影響を与えているというのが一致した認識になっている。無期刑受刑者には日常的に繰り返される規則的な仕事を発展させる傾向があり、仮釈放の可能性を危険にさらすようなことには消極的である。

1 報告書、その他の情報については <http://www.cpt.coe.int/>参照。

受刑者を生み出すのは社会であること、そして、受刑者は社会の構成要素であることを思い起こすことは有益である。私たちは罪を犯した人々とは関わりあいを持ちたくないと思うかもしれない。しかし、これまで、そのような対応で犯罪を止めることは一度もできなかったし、刑務所職員の献身的な仕事を無に帰せしめただけであった。かつて罪を犯した者が、いつか、刑務所の壁の外の生活に再び溶け込むことができるように、受刑者と社会の接触の機会が開かれていることが重要である。

無期刑に服する受刑者の収容費は高すぎないのか？

- 人間の生命にはいくらの価値があるのか？値段はつけられるのであろうか？

死刑は収容に代わる安上がりな方法ではない。少なくとも、死刑につき誤判を起こさないように必要な手続的保障を創造しなければならない限り、収容に比べて安く済むというわけではない。実際、この選択は、収容よりももっと費用がかかる可能性がある。アメリカでは、死刑を支持する人々でさえも、死刑求刑事件に余分な経費がかかることを非難しており、その費用は、平均して、終身刑を求める事件に要する費用の二倍もかかるといわれている。

もし、費用が国家の真の関心事であるならば、刑務所予算に影響を及ぼすのは、ごくわずかな割合しかいない死刑囚の数ではなく、刑務所人口全体を減らすべく量刑政策を変更することである。経済的な問題に対処する第一歩は、受刑者の数を減らし、さほど重大でない犯罪で拘禁されている者の刑期を減らすこと、及び、軽微な事件で日常的に利用されている未決勾留をやめることであろう。多様な量刑政策の一環として拘禁に代わる代替措置を導入するならば、確実に、大幅な経費の節約につながるだろう。

死刑が一国の伝統である場合、なぜ変えなければならないのか？何の権利があって富める国々の人は他国の伝統を批判し、彼らの価値を押し付けようとするのか？

すべての国にそれぞれの文化と伝統があり、死刑は、一時は、ほとんどの国で運用されていた。しかしながら、人権は普遍的で不可侵のものであり、すべての社会が同意した理想に由来する。すなわち、人間の尊厳や人間の生命の神聖さといった理想である¹。

1 生命権と、拷問及び非人道的若しくは品位を傷つける取扱いまたは刑罰を受けない権利は、国際的及びヨーロッパの法的文書によって保障された基本的な基準である。これらの基準は、個々バラバラにはなく一つの集合体として締約国に採用され、実施された。これらの基準は西欧に固有の考えではない。

文化的あるいは国家的伝統という議論は、独裁主義体制が自らの立場を正当化するために極めて頻繁に引き合いに出されるが、文化的多様性や特定の人々の伝統とは何の関係もない。

いわゆる富める国々というのは単一のグループではない。彼らの伝統は種々さまざまであり、そのために人権基準が達成されるまでの速さにもかなりの違いがあった。例えば、イギリスは、死刑を何十年も前に事実上廃止したにもかかわらず、第六議定書を批准したのは1999年になってからであり、モルドバ、グルジア、ポルトガル、アイスランドといった数多くの他の欧州評議会加盟国よりも後であった。死刑を廃止したこれらの国々は、彼らの実務を国際的基準に適応させているのだから、いかなる国もこれらの基準を適用できないという理由はない。すべての人間は平等に価値があるのである—たとえ、どこに住んでいようとも。

死刑廃止と社会

死刑廃止の論争は、私たちの住む社会を反映している。それは、単純化された争点に帰せしめることができない。政治家が、実際には、死刑廃止にかかわる資料に裏付けられた論争に参加していないにもかかわらず、犯罪に対して強硬であることを示すため人気取りのレトリックとして残忍な殺人に言及するようなことは、許されるべきではない。復讐を欲するのは人間の自然な反応である。犯罪に対する憎悪、被害者への同情、怒り、憤慨、そして状況に対して何もできない無力感などはみな普通の感情である。しかし、政治家やオピニオンリーダーは、資料的裏付けがあり、偏見のない状況のもとで議論を導くべきである。死刑廃止の問題を考える際には、警察と地域の関係から司法制度の公正さ、刑務所の状況と社会復帰の可能性まで、刑事司法制度の全体にわたって調査する必要がある。これらの論点のそれぞれが、多くの問題を提起する。死刑の廃止は、最終的には、自由や民主主義や人権といった、私たちの住む社会を支える数多くの基本的な価値を支持することに等しい。それゆえに、論争は、あなたが、あなたの家族が、あなたの子どもが築き上げることに協力しようと考え、住みたいと考える社会はどのような社会なのかという問いに帰着するのである。

国別調査

注釈

全面廃止国：平時・戦時を問わず，全ての犯罪に対し死刑を廃止した国。

廃止国：平時における死刑を廃止した国。

事実上の廃止国：（法令上は死刑が存在しているが）死刑に対するモラトリアム（執行停止）を最低 5 年間適用している国，またはモラトリアムを遵守するという正式な公約を行った国。

死刑存置国：死刑の適用，または死刑の執行を継続している国。

ヨーロッパ人権条約第六議定書：平時における死刑廃止を定める。

国際人権（自由権）規約第二選択議定書：全ての犯罪に対する死刑廃止を定める。

欧州評議会加盟国

アルバニア：廃止国

アルバニアは，1999 年 12 月 10 日の憲法裁判所の決定に伴い死刑を廃止した。アルバニアは，1995 年 7 月の欧州評議会加盟を視野に入れ，同年 6 月 29 日に死刑執行に対するモラトリアムを導入した。1997 年後半に，いくつかの暴力的な事件が起き，かつ犯罪率が実質的に上昇したことから，アルバニアの政治指導者らは，国民の大多数の支持を受けてと見られるが，モラトリアムを解くべきだと提案した。しかし，政府は欧州評議会加盟国としての公約を断固として支持した。アルバニアにおける最後の死刑は，加盟前の 1995 年 3 月 15 日に執行された。ヨーロッパ人権条約第六議定書は，アルバニアにおいて，2000 年 10 月 1 日から発効している。

アンドラ：全面廃止国

死刑は長く行われていなかったが（最後の死刑は 1943 年に執行された），1990 年まで正式には廃止されなかった。アンドラ憲法は死刑を禁じている。ヨーロッパ人権条約第六議定書は，アンドラにおいて 1996 年 2 月 1 日から発効している。

アルメニア：事実上の廃止国

アルメニアは，欧州評議会加盟に伴い，2001 年 1 月 25 日にヨーロッパ人権条約第六議定書に署名した。死刑執行に対するモラトリアムは適切に守られてはいるが，死刑を強く支持する世論に直面し，アルメニアの政治指導者たちは未だ死刑廃止の立場を明らかに

はしていない。アルメニアでは、現在 28 人が死刑執行を待っている。最後の死刑は 1991 年に執行された。

2001 年後半、もしくは 2002 年前半に、国民投票により採択される見込みの憲法改正案は、死刑の廃止を定めるとみられる。

オーストリア：全面廃止国

オーストリアは、最後の死刑執行の翌年の 1968 年に完全な死刑廃止国となった。オーストリアは、ヨーロッパ人権条約第六議定書に最初に署名し、批准した国の一つであり、1985 年 3 月 1 日に発効している。国際人権（自由権）規約第二選択議定書批准国でもある。

アゼルバイジャン：全面廃止国

1998 年 1 月のアリーヴ首相の提案に伴い、アゼルバイジャン議会は、1998 年 2 月 10 日に死刑廃止を票決した。128 人の死刑囚の刑は減刑された。死刑に対するモラトリアムは、1993 年から適用されている。

最後の死刑は 1993 年に執行された。アゼルバイジャンは、欧州評議会加盟に伴い、2001 年 1 月 25 日にヨーロッパ人権条約第六議定書に署名した。国際人権（自由権）規約第二選択議定書も批准している。

ベルギー：全面廃止国

ベルギーでは、1950 年から死刑は執行されていなかったが、1996 年に、成文法から死刑が削除された。ヨーロッパ人権条約第六議定書の批准法案は、1998 年 12 月 3 日に大多数の賛成により下院で可決され、議定書は 1999 年 1 月 1 日に発効した。国際人権（自由権）規約第二選択議定書も批准している。

ブルガリア：全面廃止国

1998 年 12 月 10 日に、圧倒的過半数により、ブルガリア議会は全ての犯罪に対する死刑の廃止を定める法案を可決した。死刑適用犯罪は、国家反逆・スパイ活動・暗殺・戦争犯罪・大量虐殺であり、廃止法案可決まで裁判所は死刑を宣告し続けていたが、1990 年 7 月 20 日に議会がモラトリアム導入を決定してからは、死刑が執行されることはなかった。最後の死刑は 1989 年 11 月 4 日に行われた。

ヨーロッパ人権条約第六議定書は、1999 年 10 月 1 日から施行されている。国際人権（自由権）規約第二選択議定書も批准している。

クロアチア：全面廃止国

クロアチアは、まだユーゴスラビア社会主義共和国連邦の一部であった 1990 年に、憲法で死刑を廃止した。憲法第 21 条は、「クロアチア共和国には死刑は存在しない」と定

める。死刑に関する全ての法律・規則は、1991年にクロアチアの法制度から削除された。最後の死刑執行は1973年に行われた。

ヨーロッパ人権条約第六議定書は、1997年12月1日から発効している。国際人権（自由権）規約第二選択議定書も批准している。

キプロス：廃止国

1999年2月18日にキプロス議会は、満場一致で国内法での死刑廃止を票決した（それ以前には、1962年に一度だけ死刑が執行された）。死刑は、国家反逆罪と海賊行為の、二つの軍事犯罪のみにつき維持されている。

ヨーロッパ人権条約第六議定書は、2000年2月1日から発効した。国際人権（自由権）規約第二選択議定書批准国でもある。

チェコ共和国：全面廃止国

死刑は、チェコ共和国がまだチェコスロバキアに属していた1990年に廃止された。憲法の構成部分である「基本的権利と自由に関するチェコ憲章」は、死刑を禁止する。最後の死刑は1988年に行われた。死刑再導入を支持する世論の声は高いが、全ての主要な政党は死刑廃止を支持している。なお、国際条約は国内法に優位する。チェコ共和国は、1992年3月18日にヨーロッパ人権条約第六議定書を批准したチェコスロバキアの国際的義務を承継した。

デンマーク：全面廃止国

デンマークにおいて、死刑は、1930年にまず廃止されたが（最後の死刑は、1892年に執行された）、第二次世界大戦後に再導入された。死刑は1978年に再び廃止された（再導入後の最後の死刑は、1950年に執行された）。

ヨーロッパ人権条約第六議定書は、デンマークにおいて、1985年3月1日に発効した。国際人権（自由権）規約第二選択議定書も批准している。

エストニア：廃止国

エストニアのレナルト・メリ大統領は、就任と同時に死刑に対するモラトリアムを宣言し、その後、エストニアは、1993年5月の欧州評議会加盟に伴いヨーロッパ人権条約第六議定書に署名した。エストニア議会は、1998年3月18日、かろうじて第六議定書の批准法案を可決し、法律上死刑を廃止した。最後の死刑は1991年9月に執行された。

フィンランド：全面廃止国

フィンランドは、1949年に平時犯罪に対する死刑を、1972年に戦時犯罪に対する死刑を廃止した。従って、フィンランドは、1989年の欧州評議会加盟に際し、ヨーロッパ人権条約第六議定書に署名した。議定書は1990年6月1日に発効した。国際人権（自由

権) 規約第二選択議定書も批准している。フィンランドでの、最後の死刑は 1944 年に執行された。

フランス：全面廃止国

フランスは、死刑に「人間性を与える」ためにギロチンを発明した国であるが、1981 年 10 月 9 日に、全ての犯罪に対する死刑を廃止した。最後の死刑は 1977 年に執行された。フランスには、戦時の死刑執行に関する法規定はないが、フランス憲法第 16 条は、戦時において、共和国大統領に対し、戦時において状況によりやむを得ない措置として、死刑制度を一時的に復活させることが可能な特別な権限を与える。

フランスにおいて、ヨーロッパ人権条約第六議定書は、1986 年 3 月 1 日から発効している。

グルジア：全面廃止国（分離主義地域では死刑存置）

グルジアでは、1997 年 11 月 11 日に議会が新刑法を可決し、死刑は廃止された。これに先立つ 1997 年 7 月に、シェワルナゼ大統領が、いまだ執行されていなかった 54 件の死刑判決を懲役 20 年に減刑していた。最後の死刑執行は 1995 年 2 月 14 日である。遺憾にも、グルジア政権の完全な統治下でない、アブハーズと南オセチアの二つの地域では、死刑制度が維持されており、アブハーズでは、1993 年から 15 件の死刑判決があったと報告されているが、いずれも執行はされていないとみられる。南オセチアで死刑判決があったとの報告はない。

ヨーロッパ人権条約第六議定書は、グルジアで、地域的な留保条件なしに、2000 年 5 月 1 日に発効した。国際人権（自由権）規約第二選択議定書も批准している。

ドイツ：全面廃止国

ドイツ連邦共和国（西ドイツ）では、1949 年 5 月 24 日の基本法の発効に伴い、死刑が廃止された。同法 102 条は、「死刑は廃止される」と定めている。1950 年代、この条項を廃止する提案は、連邦議会で明確な過半数により否決された。1945 年の段階で、死刑は殺人を除く広範な犯罪に対し廃止されており、最後の死刑が執行されたのは 1949 年である。

ドイツ民主共和国（東ドイツ）では、死刑は、国家評議会令によって 1987 年 7 月に廃止され、その年の 12 月に刑法から削除された。廃止以前は、死刑は広範囲の犯罪に対し適用可能であり、死刑適用に関する情報は、必ずしも公にはされなかった。最後に報告された死刑執行は 1980 年に行われた。

西ドイツは、ヨーロッパ人権条約第六議定書に、1983 年に最初に署名した国の一つである。

東西ドイツ統合に伴い、条約は、1990 年 10 月 3 日よりドイツ全土において拘束力を持つこととなった。国際人権（自由権）規約第二選択議定書も批准している。

ギリシャ：廃止国

ギリシャは、平時における全ての犯罪に対する死刑を 1993 年 12 月 16 日に廃止したが、「戦時における重大な軍事犯罪」については、死刑を存置している。最後の死刑は 1972 年に執行された。ヨーロッパ人権条約第六議定書は、ギリシャにおいて 1998 年 10 月 1 日に発効した。国際人権（自由権）規約第二選択議定書も批准している。

ハンガリー：全面廃止国

ハンガリーでは、1990 年 10 月 31 日の憲法裁判所の判決によって、死刑が廃止された（最後の死刑は 1989 年に執行された）。

その一週間後、ハンガリーはヨーロッパ人権条約第六議定書に署名し、同議定書は、1990 年 12 月 1 日に発効した。国際人権（自由権）規約第二選択議定書も批准している。

アイスランド：全面廃止国

アイスランドは、1928 年に、全ての犯罪に対し死刑を廃止した。アイスランド憲法は死刑を全面的に禁止している。最後の死刑は 1830 年 1 月 12 日に執行された。ヨーロッパ人権条約第六議定書は、1987 年 6 月 1 日に発効した。国際人権（自由権）規約第二選択議定書も批准している。

アイルランド：全面廃止国

アイルランドは、1990 年に全ての犯罪に対して死刑を廃止した。最後の死刑は 1954 年 4 月 20 日に執行された。死刑の廃止は、世論の圧倒的な支持と、全ての議会政党の完全な支持を受け続けている。

ヨーロッパ人権条約第六議定書は 1994 年 7 月 1 日に発効した。国際人権（自由権）規約第二選択議定書も批准している。

イタリア：全面廃止国

イタリアでは、1948 年 1 月 1 日に、平時の犯罪に対する死刑が廃止された（最後の死刑は 1947 年 3 月に執行された）。1994 年 10 月 25 日、死刑は戦時における犯罪に対しても廃止された。イタリアでは、世界レベルの死刑廃止を世論が強く支持している。2000 年には、世界各地で死刑の減刑や廃止があるごとに、ローマのコロセウムがライト・アップの光で満たされた。ヨーロッパ人権条約第六議定書は、1989 年 1 月 1 日に発効した。国際人権（自由権）規約第二選択議定書も批准している。

ラトビア：廃止国

1996 年 9 月、ラトビアのグンティス・ウルマニス大統領は、大統領恩赦を与えることによって非公式にモラトリアムを導入したことを欧州評議会の議員総会に通知した（最後の死刑は 1996 年 1 月 26 日に執行された）。1998 年 5 月、ラトビア議会は死刑廃止法

案を否決したが、10か月後の1999年3月18日には大多数の賛成によりヨーロッパ人権条約第六議定書を批准し、同議定書は1999年6月1日に発効した。

リヒテンシュタイン：全面廃止国

死刑は、1989年1月1日に、全ての犯罪に対し廃止された。最後の死刑は、1785年に執行された。ヨーロッパ人権条約第六議定書は、1990年12月1日に発効した。国際人権（自由権）規約第二選択議定書も批准している。

リトアニア：全面廃止国

リトアニア共和国の大統領は、死刑に対する事実上のモラトリアムを1996年7月に導入した（最後の死刑は1995年7月12日に執行された）。1998年12月9日に、リトアニア憲法裁判所は、刑法の死刑に関する条項は違憲であるという判決を下した。1998年12月22日には、リトアニア議会は、刑法のいくつかの条項を修正し、全ての犯罪に対する死刑を廃止する法律を可決した。これらの改革の最終的な仕上げとして、リトアニアは、1999年7月8日に第六議定書を批准し、議定書は1999年8月1日に発効した。

ルクセンブルク：全面廃止国

ルクセンブルクは、1979年6月20日に、全ての犯罪に対する死刑を廃止した。最後の死刑は、1949年2月24日に執行された。1979年以後、政治レベルでも、また世論も、死刑廃止に対し異議が唱えられたことはない。驚くべくもなくルクセンブルクはヨーロッパ人権条約第六議定書に署名した最初の国の一つとなり、こうして同議定書は、1985年3月1日に発効した。国際人権（自由権）規約第二選択議定書も批准している。

マルタ：全面廃止国

マルタは、2000年3月21日に公布された2000年修正軍隊法によって、全犯罪に対する死刑を廃止した。全ての犯罪について、死刑は終身刑へと変更された。通常犯罪に関しては1971年に死刑が廃止されていたが、敵軍の援助・反乱への参加などといった、軍事法の対象となる一連の犯罪に対しては、1970年軍隊法のもとで死刑が維持されていた。最後の死刑は1943年に執行された。

ヨーロッパ人権条約第六議定書は、1991年4月1日をもって発効した。国際人権（自由権）規約第二選択議定書も批准している。

モルドバ：全面廃止国（分離主義地域では存置）

モルドバは、最後の死刑が執行された1990年に、死刑に対する事実上のモラトリアムを導入した。1995年12月刑法で、平時及び戦時の全ての犯罪に対し死刑が廃止された。ヨーロッパ人権条約第六議定書は、1997年10月1日に発効した。

オランダ：全面廃止国

オランダは、1982年に全ての犯罪に対して死刑を廃止した。最後の死刑は1952年に執行された。ヨーロッパ人権条約第六議定書は、1986年5月1日に発効した。国際人権（自由権）規約第二選択議定書も批准している。

ノルウェー：全面廃止国

ノルウェーは1979年に、全ての犯罪に対して、軍事刑法から死刑を削除することによって死刑を廃止した。当時死刑はすでに行われておらず、最後の死刑執行は1948年である。

ヨーロッパ人権条約第六議定書は、1988年11月1日から発効した。国際人権（自由権）規約第二選択議定書も批准している。

ポーランド：全面廃止国

ポーランド議会は、1997年6月6日に新刑法を採択し、死刑を永久に廃止した。新刑法は1998年9月1日に発効した。これらの改正により、ポーランドは、2000年3月に国際人権（自由権）規約第二選択議定書に署名し、またヨーロッパ人権条約第六議定書も批准し、2000年11月1日に発効した。1988年からポーランドでは、死刑は執行されていない。

ポルトガル：全面廃止国

死刑は、1976年に全ての犯罪に対して廃止されている。ポルトガルでは、1867年に、国民投票によって通常犯罪に対する死刑を既に廃止していた。最後の死刑が執行されたのは1849年である。ヨーロッパ人権条約第六議定書は、1986年11月1日に発効した。国際人権（自由権）規約第二選択議定書も批准している。

ルーマニア：全面廃止国

1989年、ルーマニア憲法第22条に適合すべく、死刑はすべての犯罪について廃止された。その年、死刑が廃止される前に最後の死刑が執行された。チャウシェスク前大統領とその妻の公開処刑である。世論も全ての政党も、死刑の復活に反対している。ヨーロッパ人権条約第六議定書は、1994年7月1日に発効した。国際人権（自由権）規約第二選択議定書も批准している。

ロシア連邦：事実上の廃止国

1999年2月、憲法裁判所は、連邦全土において重大犯罪の審理のために陪審裁判が可能となるまでは、死刑の適用は違憲であると判決した。同年6月、エリツィン大統領は、600人以上の死刑囚の減刑を行い、以来、死刑判決は自動的に減刑されてきている。死刑に対するモラトリアムは、1996年8月に、ロシア連邦の欧州評議会加盟のための公約の一環として導入されたが、これは欧州評議会の議員総会で、ロシア連邦が死刑を執行し続けて公約を守っていないと厳しい批判が出た結果である。

ロシア連邦憲法第 20 条は、人の死を伴う重大犯罪に対して死刑を規定する。1997 年刑法によって、死刑適用犯罪の数は 28 種類から 5 種類に減少した。ただし、それ以前も以後も、死刑が下される犯罪のほとんどはその 5 種類に該当するものだった。1997 年、ロシア連邦は、ヨーロッパ人権条約第六議定書に署名し、法務省は、同議定書批准のための法案を提出した。同議定書の批准は未だなされていない。

マシュカドフ政権下のチェチェン共和国で死刑が報告された以外は、死刑に関するモラトリアムは、ロシア連邦内で広く維持されている。1999 年 7 月には、チェチェンの首都グロズヌイの市民広場で 11 人が処刑された。

サンマリノ：全面廃止国

死刑は、1865 年に全ての犯罪に対して廃止された。最後の死刑は 1468 年に行われた。ヨーロッパ人権条約第六議定書は、1989 年 4 月 1 日から発効した。

スロバキア：全面廃止国

死刑は、スロバキアがまだチェコスロバキアの一部であった 1990 年に、全ての犯罪に対し廃止された。最後の死刑は、1988 年に執行された。スロバキアは、ヨーロッパ人権条約第六議定書を 1993 年に批准し、1998 年 9 月 22 日には国際人権（自由権）規約第二選択議定書にも署名した。

スロベニア：全面廃止国

スロベニアでは、通常犯罪に対する死刑は、まだユーゴスラビア社会主義連邦共和国の一部であった 1989 年に廃止された。最後の死刑は 1957 年に執行された。スロベニアの 1991 年憲法第 17 条は、戦時及び平時における全ての犯罪に対して死刑を禁止し、「人間の生命は不可侵である。スロベニアには、死刑は存在しない。」と規定する。ヨーロッパ人権条約第六議定書は、1994 年 7 月 1 日に発効した。スロベニアは、国際人権（自由権）規約第二選択議定書も批准している。

スペイン：全面廃止国

ヨーロッパ人権条約第六議定書は、スペインにおいて 1985 年 3 月 1 日から発効した。国際人権（自由権）規約第二選択議定書も批准している。1975 年以降、死刑は執行されていなかった。1995 年に、正式に全ての犯罪に対し死刑を廃止した。

スウェーデン：全面廃止国

スウェーデンは、1972 年に全ての犯罪に対する死刑を廃止した。死刑はすでに適用されておらず、1910 年以降、執行はなかった。第六議定書は、1985 年 3 月 1 日に発効した。国際人権（自由権）規約第二選択議定書も批准している。

スイス：全面廃止国

ヨーロッパ人権条約第六議定書は、スイスにおいて、1987年11月1日に発効した。スイスでは、1944年以降死刑は執行されていなかった。1992年に、死刑は全ての犯罪に対して正式に廃止された。国際人権（自由権）規約第二選択議定書も批准している。

マケドニア旧ユーゴスラビア共和国：全面廃止国

「マケドニア旧ユーゴスラビア共和国」は、1991年の憲法で死刑を廃止し、1996年にヨーロッパ人権条約第六議定書に署名した。同議定書は1997年5月1日に発効した。

トルコ：事実上の廃止国

トルコにおいて、死刑は、なお成文法に定められている。トルコは、欧州評議会加盟国であるが、まだ議定書第六条には署名していない。しかし、1984年から事実上のモラトリアムを実施している。PKKのリーダーであるオジャランの事件に関連して、死刑の問題は近年、トルコで大きく報道されてきた。まずは1999年に、イタリアが、死刑を科せられる恐れがあるためオジャラン氏のトルコへの引渡しを拒否した時、ついで2000年にオジャラン氏がトルコの裁判所により死刑を宣告された時である。オジャラン氏の死刑は、今のところ執行されていない。現在、トルコ国会の法務委員会で刑法改正法案が審議されている。522節からなるこの法案は、平時における死刑の廃止という、トルコ刑法の遠大な改正を提案している。一方で、トルコ議会は、2001年10月3日に、死刑判決の制限を含む種々の憲法改正を行った。今後、大統領がこれらの法改正に署名すれば、戦時、戦争への移行期、また、反テロリズム法で定義されるテロリズムにあたる犯罪に対して、死刑が科せられることになる。

ウクライナ：全面廃止国

ウクライナは、1995年11月の欧州評議会加盟の際に、死刑に対するモラトリアムの実施を公約した。死刑執行を続けているという情報が漏れたため、欧州評議会議員総会での議論が繰り広げられた。議員総会での厳しい批判と圧力に直面し、ウクライナは、1997年3月11日の最後の死刑執行の後に死刑執行に対するモラトリアムを実施し、1997年5月5日に第六議定書に署名した。

1999年12月29日、憲法裁判所は死刑が違憲であると宣言した。ウクライナ議会は、2000年2月22日に死刑を廃止した。その直後の2000年4月4日には、ヨーロッパ人権条約第六議定書を批准し、2000年5月1日から発効した。2001年4月に制定された新しい刑法は、平時・戦時双方での死刑の廃止を定めている。

イギリス：全面廃止国

イギリスは、1969年に殺人罪に対する死刑を廃止し、最後の死刑は1965年に執行された。しかし、種々の法律は、国家反逆罪・暴力を伴う海賊行為・特定の軍事犯罪に関しては死刑を定めていた。1998年の犯罪騒乱法令は、民間人の国家反逆罪・海賊罪に対し

て死刑を廃止した。平時・戦時における軍事犯罪に対する死刑は、1998年の人権法（21項(5)）で廃止された。

これらの経緯を経て、イギリスは、ヨーロッパ人権条約第六議定書に署名し、1999年6月1日から発効した。国際人権（自由権）規約第二選択議定書も批准している。

欧州評議会加盟申請国家

ボスニア・ヘルツェゴビナ：全面廃止国

1995年の Dayton 協定により、ボスニア・ヘルツェゴビナは欧州評議会加盟国でないにもかかわらず、第六議定書を含むヨーロッパ人権条約を国内法に組み込んだ新憲法を制定することとなった。

この姿勢は、1997年7月の、死刑執行は第六議定書に反するという、ボスニア・ヘルツェゴビナ人権議会の決定により確認された。同時にこの決定は、死刑を不可能とするための必要な手段をとるよう当局に求めた。2001年3月、ボスニア・ヘルツェゴビナは、国際人権（自由権）規約第二選択議定書を批准した。死刑は、ボスニア・ヘルツェゴビナが独立国家となってから、一度も執行されていない。

ベラルーシ：死刑存置国

1997年1月、欧州評議会議員総会はベラルーシ議会の特別客員資格を保留し、1998年12月には、ルカシェンコ大統領による非民主的な憲法改正を受けて、評議会加盟出願手続を凍結した。死刑は未だ効力を発揮し、死刑は、定期的に判決が下され、執行されている（1999年だけでも24件以上）。

モナコ：全面廃止国

1962年12月17日のモナコ公国憲法第20条は、「死刑は廃止される」と定める。最後の死刑執行は、1847年もの昔であった。国際人権（自由権）規約第二選択議定書も批准している。

ユーゴスラビア連邦共和国（セルビア・モンテネグロ）：全面廃止国

死刑は、セルビア及びモンテネグロ双方の刑法で凶悪殺人に対し定められているが、連邦刑法では1993年に廃止されている。2000年には少なくとも3人が死刑の宣告を言い渡され、20人が死刑執行を待っている。しかし、1992年以降死刑は執行されていない。ユーゴスラビア連邦共和国は、2001年9月6日に国際人権（自由権）規約第二選択議定書を批准した。これに従い、全ての国内法は修正されなければならないだろう。

欧州評議会オブザーバー国

カナダ：全面廃止国

カナダは、1976年に、平時に犯された全ての犯罪に対し、死刑を廃止した（最後の死刑は1962年12月に執行された）。1998年には、国家防衛法が改正され、戦時の犯罪に対しても死刑が廃止された。

2001年2月にはカナダ最高裁判所が、殺人で指名手配されていた2人の男に対し、アメリカ合衆国の検察官が、2人は死刑に直面しないと保証する場合に限り、2人の身柄を同国に引き渡すことができるとの歴史的判決を下した。

バチカン市国：廃止国

1929年にバチカン市がイタリアの中で独立国となったとき、バチカン「法源に関する法」（1929年6月7日）第二は、一定の条件下で、1929年6月8日までにイタリア王国が公布した法律を受け入れると規定した。こうして、死刑はバチカン市国の法システムの一部となったが、適用されることはなかった。1969年には上記のイタリア法の受け入れを修正し、「刑法・刑事訴訟法に関する立法修正法」によって死刑が廃止された。

日本：死刑存置国

犯罪率が極めて低いにもかかわらず、日本において、死刑は、凶悪な殺人に対して適用される。1980年後半には、すでに数十年間を死刑囚監房で過ごしていた死刑囚数人が無罪を言い渡された。釈放された人の多くは自白を強要され、弁護士との接触する機会を全くまたは十分に与えられず、警察による虐待を受けていた。最高裁判所（場合によっては高等裁判所）が一度死刑の最終判決を下すと、再審開始決定あるいは恩赦を得ることは極めて難しい（最後の恩赦は1975年に与えられた）。従って、現在100人近くいる未既決の死刑囚の中に、無実の者がいる可能性は極めて高い。

日本では、1990年代始めに、死刑に対する4年間の執行停止期間があったが、1993年に死刑が再開されてから、毎年3人から5人の割合で死刑が執行されている。死刑囚本人も、その家族も、弁護士も、事前に死刑執行を知らされることはない。こうしてほとんどの死刑囚は、数十年とはいかずとも、数年間を拘置所で過ごすことになる。しかし彼らにとっては、毎朝が最後の朝となるかもしれない。死刑囚に死刑が予告されることはなく、彼らにもその家族にも、別れを告げることのできる可能性はないのである。外界から完全に遮断された死刑囚の置かれた状況は、非常に厳しい。

メキシコ：死刑廃止国

メキシコは通常犯罪に対して死刑を廃止しているが、メキシコ憲法第22条は、「外国との戦争における反逆者、父母に対する殺人、第一級殺人、放火、誘拐、公道における強盗、海賊行為、深刻な軍事犯罪」に対し、死刑を科すると定めている。このように定め

られてはいるものの、死刑の適用は、どの州法・連邦法にも規定されていないため、象徴的なものであるといえる。

死刑は、軍事刑法に今も定められている。メキシコの一般政策では、検察官が死刑を求めている場合、アメリカへの犯罪者の引渡しを行わない。

最後の死刑は 1937 年に執行された。

アメリカ合衆国：死刑存置国

アメリカでは、いまなお死刑が存在し、広く適用されている。連邦の民間人及び軍人に対する法は、死刑を規定する。さらに、50 州中 38 州が、死刑を法律上規定している。現在、アメリカには 3700 人以上の死刑囚がいる。さらにアメリカは、毎年、世界でも最も多く死刑を行っている 5 か国のうちの一つであることに加え、犯罪当時未成年であった者を死刑にすることでも注目されている。アメリカでは、活発な死刑廃止運動が行われており、2000 年 1 月、刑事司法システムにおける効率性の見直しの期間中にイリノイ州で実施されたモラトリアムは、議論をさらに世間に注目されるものとした。しかし、この議論は、文明社会において死刑が廃止されるべきか否かではなく、死刑の適用（システムにおける誤り）に焦点が当てられている。二大政党は死刑を支持し、現大統領は、確固たる死刑の支持者である。しかし、国民の死刑支持はこれまでにないほど低くなっており、多くのアメリカ国民は、死刑に対するモラトリアムを支持している。

結び

中央モスクワ刑務所には、200年の歴史を持つ「死の塔」と呼ばれる円形の不気味な建物がある。灰色の金属製のドアの向こうには、コンクリートの壁に煉瓦敷きの、薄暗い地下室へ通じる階段がある。過去に、囚人たちは、大抵夜明けにこの地下室に連行され、後頭部への一撃で処刑された。生命を奪う国家の恐ろしい儀式は、国中の多くの刑務所で定期的に繰り返され、ロシア連邦が欧州評議会に加盟するまで続いた。エリツィン大統領と当時のロシア高官らは、欧州評議会の当時の議長宛の手紙で、死刑に対する即時のモラトリアムを導入し、ヨーロッパ人権条約第六議定書に署名し、批准することを約束した。

その規模、影響力と重要性ゆえにロシアに言及したが、ロシアの死刑廃止公約は、ヨーロッパを死刑のない地域にする私たちの努力の中で、ターニング・ポイントであった。だが、他のどんな加盟国についても、同様のことがいえる。

説得と援助、さらに欧州評議会が守るべき原理と価値に堅く則ることにより、私たちは集団的な文明化を飛躍的に前進させた。死刑の廃止—今日、43か国の欧州評議会加盟国において、法律上または事実上遵守されている—これは、私たちのヨーロッパ中の人権状況を改善させる努力の極めて大きな成果である。また、この成果は、時間と共に国境を越えていくと期待している。

「困難な社会的経済的条件と闘う国、凶悪犯罪を含めた高い犯罪率と闘う国において、死刑廃止の実現は易しいことではなかった」と言うのは控えめ過ぎるであろう。もっとも凶悪な犯罪者に対する社会的措置の根本的な変革は、単なる押し付けであってはならず、受け入れられねばならない。そして現に、受け入れられたのである。容易でも、迅速でもなく、完全なものでもなかったが、受け入れられていったのである。苦心と、飴と鞭の微妙なバランスにより、すでに死刑反対の立場を共有している国々と共に、ためらう国々を説得し、死刑廃止を拒否する国々に対しては共に断固とした態度をとった。このようにして、私たちは取り組んできたのである。このようにして、私たちは事態を改善してきたのである。死刑廃止は、困難な過程である。多くの場合時間がかかり、時には挫折感さえ味わい、人々の関心を呼ぶような華々しさはほとんどなく、ましてメディアの賞賛を得るなどなおのことない。しかし、死刑廃止は、実現しつつある。人権状況を改善し、人の命を救っているのである。

欧州評議会議員総会議長 ラッセル・ジョンストン卿